

常任委員会での審査

町長提出議案は、企画総務常任委員会に6件、文教民生常任委員会に1件が付託され、すべてが「原案可決すべき」との審査結果になりました。

また、請願1件が建設産業常任委員会に付託され、「採択すべき」との審査結果になりました。

なお、主な質疑（要旨）は次のとおりです。

企画総務

一般会計補正予算

問 固定資産税の電算委託料システムの内容をどのように変更したのか。

答

地方税法が本年3月に改正され、複合鉄道用地について、新しい評価方法により課税基準を算出するため、システムの変更を行うもの。

伊奈町役場出張所設置条例の一部改正

問

県民活動総合センター内に10月から役場出張所を開設すると言ったことが、どのような業務内容になるのか。

答

業務内容は、戸籍に関する謄抄本の交付、身分

証明書の交付、住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、所得に関する証明書の交付、固定資産に関する証明書の交付、納税に関する証明書の交付、公的年金等の記載事項証明等となる。

伊奈町防災会議条例の一部改正

問

町長が特に認める者を会議の参加対象にするということだが、具体的にどのような立場の方を想定されているのか。

答

自主防災組織が全行政区に設置されているので、その連絡協議会の会長に入ってもらおう予定。

問

自主防災組織の訓練はどのようにしているのか。

答

消防署にお願いして心肺蘇生訓練、消火訓練等を行っている。

伊奈町老人福祉センター条例及び伊奈町コミュニケーションセンター条例の一部改正

問

老人福祉センターとコミュニケーションセンターを指定管理者にしたいということだが、営利企業が施設の管理運営を行った場合、民間の営利体質と自治体の持つ公共性をどのようにバランスをとってやっていくのか。

答

募集要項の中で業務の範囲及び内容を示し、報告書の提出を求め、担当課において連絡調整を行う。



北部出張所開設場所
(県民活動総合センター内)を視察

